

(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月
米沢市

(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本市では、米沢市立第二中学校及び米沢市立第三中学校を統合し、令和8年4月に(仮称)米沢市立南西中学校として開校するため、校舎及び屋内運動場の建て替えを計画するものである。

これに先立ち、令和4年3月に(仮称)米沢市立南西中学校施設整備基本計画(案)をまとめ、現在、パブリックコメントを実施している。今後は、そこで得た意見等の検討を行い、「(仮称)米沢市立南西中学校施設整備基本計画」を策定する予定である。

この公募型設計者選定プロポーザルは、基本計画を反映しながら、広く技術提案を求め、設計者の提案内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本事業に最も適した設計者を特定するために実施するものである。

2 プロポーザルの概要

- (1) 名称 (仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル
- (2) 方法 公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

- (1) 業務名
(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務

- (2) 発注者
米沢市

- (3) 履行場所
米沢市林泉寺二丁目地内

- (4) 業務内容
別紙「(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務特記仕様書」(以下「仕様書」という。)によるものとする。ただし、契約時において、基本計画(案)のパブリックコメントの結果や技術提案書の内容を受けて変更する場合もある。

- (5) 履行期間
契約締結の日から令和5年10月31日(火)まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。

基本設計：契約締結の日から令和4年11月30日まで

実施設計：基本設計確認の翌日から令和5年10月31日まで

各種申請手続き完了：令和5年10月31日まで

成果品提出：仕様書のとおり

- (6) 業務委託料上限額

令和5年度までの継続事業となり、各年度の上限額は次のとおりとする。

- ・令和4年度 58,486,000円(前払金 業務委託料の30%以内の額)
- ・令和5年度 136,468,000円
- ・委託料上限合計額 194,954,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(7) 建物規模

校 舎 約8, 350㎡

屋内運動場 約2, 000㎡（ピロティ部分を除く）

(8) 概算工事費

校舎・屋内運動場建築工事（付帯施設含む） 4, 475, 000千円

解体工事 287, 800千円

外構工事 723, 600千円

合計 5, 486, 400千円

（消費税及び地方消費税を含む）

※解体工事及び外構工事の設計業務は本業務には含まない

4 事務局

米沢市建設部建築住宅課 営繕室

〒992-8501

山形県米沢市金池五丁目2番25号 市庁舎2階

T E L 0238-22-5111（内線 4850・4858） F A X 0238-22-5196

E-mail: kenchiku-t@city.yonezawa.yamagata.jp

5 実施スケジュール

スケジュールのうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、原則として事務局の対応を行わない。

① 公告、実施要領等の配布

令和4年4月 6日（水）～

② 参加表明書等の質問書の受付期限

令和4年4月25日（月）

③ 参加表明書等の質問書に対する回答期日

令和4年5月 6日（金）

④ 技術提案書等の質問書の受付期限

令和4年5月 9日（月）

⑤ 参加表明書の提出期限

令和4年5月12日（木）

⑥ 技術提案書等の質問書に対する回答期日

令和4年5月18日（水）

⑦ 技術提案書の提出期限

令和4年5月27日（金）

⑧ 第1次審査（参加表明書等と技術提案書の書類審査）

令和4年6月 3日（金）（予定）

⑨ 第1次審査結果通知

令和4年6月 7日（火）（予定）

⑩ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

令和4年6月15日（水）（予定）

⑪ 第2次審査結果通知、公表

令和4年6月下旬（予定）

⑫ 業務委託契約締結

令和4年7月初旬（予定）

6 実施要領等の交付

（1）配布資料

① （仮称）米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル実施要領

② （仮称）米沢市立南西中学校新設設計業務特記仕様書

③ （仮称）米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル評価要領

④ （仮称）米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル様式集

⑤ （仮称）米沢市立南西中学校施設整備基本計画（案）

（基本計画の確定版は令和4年4月中旬（予定）に米沢市公式ホームページに掲載する。）

⑥ 用地平面図

⑦ 市立総合中学校（現米沢市立第二中学校）新築に伴う土質調査報告書

（2）配布方法 実施要領等は米沢市公式ホームページからダウンロードすること。

（3）配布開始日 令和4年4月6日（水）から

（4）HPアドレス <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/6580.html>

7 選定方法

（1）第1次審査及び第2次審査の二段階方式により、受託候補者等を選定する。

（2）第1次審査は、参加表明書等の提出書類を基に参加者の客観評価と技術提案書の書類審査を行い、（仮称）米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審議を経て、第2次審査への参加を要請する5者程度を選定する。

（3）第2次審査は、第1次審査で選定された参加者から、公開によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を行い、第1次審査の客観評価と第2次審査においての技術提案書の最終評価を基に、非公開による審査委員会を経て、受託候補者及び次点候補者を選定する。

○審査委員会委員名簿

区 分	役 職 名 等	氏 名
委 員 長	山形大学工学部 建築・デザイン学科 教授	三 辻 和 弥
副委員長	東北工業大学建築学部 建築学科 教授	福 屋 粧 子
委 員	山形県県土整備部建築住宅課営繕室 営繕室長	長 谷 川 学
委 員	米沢市副市長	大 河 原 真 樹
委 員	米沢市教育委員会教育長	土 屋 宏

8 参加資格要件等

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次の要件をすべて満たす単体企業または設計共同体（以下「設計JV」という。）とする。

ア 単体企業の場合

- ① 地方自治法施行令（昭22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- ② 参加表明書の提出日現在において、米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成6年3月31日告示第66号）に基づく入札参加資格指名停止を受けていないこと。
- ③ 米沢市契約規則第23条第2項に規定する「指名競争入札参加者登録簿」に登録されているもの。ただし、現在、登録をしていない場合には、参加表明書の提出期限の令和4年5月12日（木）までに、本業務に係る参加資格審査申請書等必要書類（様式10関係）を事務局に提出したうえで、資格を有すると認められた者は参加できるものとする。
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を受けていること。
- ⑤ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条及び米沢市暴力団排除条例（平成24年3月条例第1号）の規定にする暴力団又は暴力団員でないこと。
- ⑨ 以下のいずれかの実績要件を満たすこと。

a 同種業務

平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型7（幼稚園除く）に該当する延べ面積7,000㎡以上（校舎又は屋内運動場との合算）の建築物の新築、改築、増築に係る基本設計及び実施設計に関する業務のうち、（平成24年4月1日以降に受注し、参加表明書等提出日までに完了しているものに限る。）、元請負人（設計JVにあっては代表者に限る。）として行った実績を有すること。

b 類似業務

平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型7（幼稚園除く）に該当する延べ面積5,000㎡以上（校舎又は屋内運動場との合算）の建築物の新築、改築、増築に係る基本設計及び実施設計に関する業務のうち、（平成24年4月1日以降に受注し、参加表明書等提出日までに完了しているものに限る。）、元請負人（設計JVにあっては代表者に限る。）として行った実績を有すること。

- ⑩ 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑪ 参加表明書を提出できる者は、本業務に関する専門分野（管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者を除く）について、協力者を加えることができる。ただし、この協力者となった者及びその者の所属する一級建築事務所は、本プロポーザルにおいて参加資格を

有しない。

⑫ 参加表明書の提出は、参加を表明する企業で1件とする。

イ 設計JVの場合（設計JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。）

- ① 設計JVは山形県内に本社所在地を置く建築士事務所を含めた2者で構成していること。
- ② 代表構成員は、本要領8（1）ア①～⑩に掲げるすべての条件を満たすこと。
- ③ 構成員は、本要領8（1）ア①～⑧及び⑩に掲げる条件を満たすこと。
- ④ 構成員の業務額の最小限度基準については、20%以上とすること。

（2）業務実施上の条件

ア 参加者は、次に掲げる業務について、発注者の承諾を得て再委託することができます。ただし、この再委託先は、本要領8（1）ア①～②及び⑤～⑧に掲げる条件を満たすこと。また、この再委託先は、本プロポーザルの参加者の構成員となっていない者であることとする。

- ・設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者が行わなければならない業務を除く設計業務

イ 配置予定技術者

- ① 管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者を1名ずつ配置すること。なお、管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- ② 管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者は、兼任しないこと。
- ③ 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あること。

※管理技術者とは、業務の技術上の管理を行うものであり、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※主任技術者とは、管理技術者の下で各分担分野における担当者を統括する役割を担う者をいう。

※分担業務分野の分類は下表による

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第1号及び第2号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降設備」に係るもの
積算	上記業務に係る「積算」

（3）参加の制限

ア 参加者からの参加表明の提出は、1者当たり1件とする。

- イ 単体企業の場合は、連名による参加表明はできない。
- ウ 参加者が単体企業である場合、他の参加者の協力事務所となることはできない。また、他の参加者である設計 J V の代表構成員を含む構成員となることはできない。
- エ 参加者が設計 J V である場合、その代表構成員を含む構成員は、単体企業として参加できない。また、他の参加者である設計 J V の代表構成員を含む構成員となることはできない。加えて、他の参加者の協力事務所となることもできない。
- オ 参加者は、管理技術者及び建築（総合）以外の分野において、協力事務所を加えることができる。
- カ 参加者からの技術提案書等は、1 者当り 1 提案とする。
- キ 次に掲げる者が所属する単体企業及び設計 J V は、本プロポーザルに参加することはできない。また、単体企業及び設計 J V は、次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けることはできない。
- ・ 審査委員会委員及びその家族（三親等以内）
 - ・ 審査委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属しているもの

9 第 1 次審査（参加表明書等と技術提案書の書類審査）

（1）参加表明書等の提出方法

ア 提出期限

令和 4 年 5 月 1 2 日（木）（郵便の場合は、期限内必着のこと）

イ 提出方法

持参又は郵送とする。電子メール・ファクシミリによる提出は受理しない。持参する場合は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

ウ 提出場所

事務局：米沢市建設部建築住宅課 営繕室

エ 提出書類

資料は全て米沢市公式ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/6580.html>

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書等	参加表明書（様式 1）	1 部
	会社概要（様式 2 関係）	A 4 版 1 0 部 クリップ止め
	業務実績書（様式 3）	
	業務実施体制（様式 4 関係）	
	配置予定技術者調書（様式 5 関係）	
設計共同体協定書等	設計共同体協定書（別記様式第 1 号）	1 部
	設計共同体協定書第 8 条第 2 項に基づく 業務額について（別記様式第 2 号）	
	委任状（様式第 3 号）	

（2）参加表明書等に関する質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式 6）により電子メールで事務局まで提出することとする。なお、必

ず事務局への電話連絡により、電子メールの着信を確認すること。電話等による質問や提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

ア 受付締切 令和4年4月25日（月）正午まで

イ 回答期限 令和4年5月 6日（金）

ウ 回答方法 質問を取りまとめ、回答書として米沢市公式ホームページに掲載する。

エ 注意事項 ・電子メール表題を「米沢市設計プロポーザル質問1」と明記すること。
・質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。
・質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

（3）参加表明書等記入上の注意事項

ア 様式規格は、A4規格・縦のみとし、A3規格の折り込みは不可とする。

イ 文字サイズは、原則10.5ポイント以上とする。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

エ 参加表明書（様式1）

必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、提出すること。設計JVの場合は、設計JVの名称を記載すること。

オ 会社概要（様式2 関係）

会社概要について記載すること。設計JVとして参加の場合は、代表構成員を含む構成員それぞれで作成すること。

カ 業務実績書等（様式3）

① 本要領8（1）ア⑨に該当する同種又は類似の業務実績について、同種業務の実績を優先し、1件以上記載するものとし、最大5件まで記載することができる。なお、記入した業務については、実績証明書等（契約書の写し等）を添付すること。

② 業務実績は元請け人として受注したものを対象とする。設計JVとしての実績については、代表構成員として関わった業務について記載できるものとする。

③ 設計JVとして参加の場合は、全ての構成員に実績をまとめて記載すること。この場合も最大5件まで記載できるものとする。

キ 業務実施体制（様式4 関係）

本業務遂行にあたり管理技術者、建築（総合）、構造、電気設備、機械設備担当主任技術者を記載すること。

また、協力事務所に再委託する場合は、協力事務所の名称等を記載し提出すること。

ク 配置予定技術者調書（様式5 関係）

配置予定の管理技術者、建築（総合）、構造、電気設備、機械設備担当主任技術者について「保有資格」「業務実績」等について記載すること。

業務実績については、本要領8（1）ア⑨の実績において、管理技術者、主任技術者又は担当者として関わったものに限り5件まで記載できるものとする。また、業務に配置予定技術者が従事したことが確認できる資料等の写しを提出すること。

なお、記入した主任技術者について、資格を証明する資料（免許証の写し等）と参加者又は協力事務所との雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

(4) 客観評価基準（参加表明書等の書類審査基準）

評価項目	主な評価基準	配点
A 会社概要の評価	会社の同種・類似業務の実績 技術者の有資格者数 地元企業（山形県内）の参加	25
B 配置予定技術者の資格・技術力の評価	同種・類似業務の実績 専門分野の技術者の資格	75

(5) 設計共同体協定書の提出

設計JVとして参加する場合は、米沢市建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱に基づき設計JVを結成し、本要領9（1）エに掲げる書類を提出すること。

(7) 技術提案書等の提出方法

ア 提出期限

令和4年5月27日（金）正午まで（郵便の場合は、期限内必着のこと）

イ 提出方法

持参又は郵送とする。電子メール・ファクシミリによる提出は受理しない。持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 提出場所

事務局：米沢市建設部建築住宅課 営繕室

エ 提出書類

資料は全て米沢市公式ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/6580.html>

提出書類	様式	提出部数等
技術提案書（表紙）	様式7	原本1部
① 業務の取組方針・実施体制	様式8－1	写し10部
② 特定テーマ技術提案書	様式8－2	①～③については電子データ（PDF）も提出すること。
③建設コスト縮減		

(8) 技術提案等に関する質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式6）により電子メールで事務局まで提出することとする。なお、必ず事務局への電話連絡により、電子メールの着信を確認すること。電話等による質問や提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

ア 受付締切 令和4年5月9日（月）正午まで

イ 回答期限 令和4年5月16日（月）

ウ 回答方法 質問を取りまとめ、回答書として米沢市公式ホームページに掲載する。

エ 注意事項 ・電子メール表題を「米沢市設計プロポーザル質問2」と明記すること。
・質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。
・質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

(9) 技術提案書等記入上の注意事項

ア 様式8－1及び8－2を使用し、A3規格横使いで、特定テーマ等についての提案を以下の枚数以内（表紙・目次は含まない。）で作成すること。

- イ 文字サイズは、10.5ポイント以上とする。なお、注釈等に関してはこの限りではない。
- ウ 図、絵、写真等の使用は可とするが、具体的な設計図（正確な縮尺で作られた平面図、立面図、断面図等の設計図案）、模型（写真含む）及び透視図については、著しく設計の内容が表現されることから使用は認めない。なお、これらの使用があると判断される場合は、失格とする場合がある。また、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡 大臣官房官庁営繕部通知）を参考とする。
- エ 技術提案書には、参加者を特定できる内容（名称や記号、作品名等）を表示してはならない。
- オ 業務の取組方針・実施体制は、様式8-1（A3規格横使い）を使用し1枚にまとめること。なお、業務への取組方針、実施体制、業務工程（実施スケジュール）を記載すること。実施体制においては、新たな分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、外構計画、ランドスケープデザイン、積算業務等）を追加する場合は、その点についても記載すること。また、特に重視する業務上の配慮事項（提案を求めている内容を除く）、その他業務実施上の配慮事項等を記載すること。
- カ 特定テーマ技術提案書・建設コスト縮減
- 特定テーマ技術提案書等は様式8-2（A3規格横使い）を使用し、下記テーマについて2枚以内にまとめること。なお、下記テーマ1～5は「（仮称）米沢市立南西中学校施設整備基本計画」における内容を踏まえ、具現化に向けた提案を求めるものである。

【テーマ1：安心・安全な学校施設と快適な学習環境の確保について】 60点

- ・生徒が安心して学ぶことができるよう安全性や耐久性等を確保すると共に、快適な学習や生活が行えるよう採光、通風、換気、防音及び断熱性等の考え方
- ・ユニバーサルデザインを採用したバリアフリー化への配慮や同線計画等についての考え方

【テーマ2：周辺環境と利便性等に配慮した建築計画について】 50点

- ・施設の計画に対し、敷地上の制約や建築条件が厳しいことから、建築基準法第55条第3項第二号による許可取得を前提に、校舎棟を第一種低層住居専用地域内に配置することが考えられる。そのため、計画では配置計画や意匠性を始め、断面計画など周辺環境に十分配慮した計画の考え方
- ・施設配置の外、グラウンド、給食搬入車両及び駐車場等についても利便性の高い有効な配置や動線計画とする外、避難施設としての防災機能を含めた計画の考え方

【テーマ3：環境負荷の低減と将来に渡る建物維持管理費用の縮減対策について】 40点

- ・寒冷地やBCP対応を見据えた、有効性の高い創エネルギー及び省エネルギー手法による温室効果ガス排出削減などの環境負荷低減と建物維持管理費用を含めたライフサイクルコストの縮減対策の考え方

【テーマ4：地域の特性に配慮した計画について】 40点

- ・統合による新しい学校として、歴史、文化及び風土を反映した“米沢市らしさ”を取り入れた設計の考え方

- ・特別豪雪地域についての雪害対策（雪庇対策、駐車場の雪押場確保等）についての考え方
- ・地産木材の積極的な利用の推進や木育を図るための考え方

【テーマ５：設計者からの提案について】 ４０点

- ・既存施設を利用しながらの工事となるため、工事中の生徒等の安全を確保するための提案
- ・多様な学習内容や学習形態に対応できる施設の提案
- ・これまでの設計業務の実績や設計者としての経験を踏まえ、計画建物に対する独自提案や他社との優位性等の提案

【取組方針・実施体制】 ３０点

- ・業務の取組方針・実施体制についての的確性についての評価をする。
- ・本業務の背景、目的に理解度があり、本市の特性や地域性などを踏まえた妥当な実施方針になっているか評価する。

【建設コストの縮減】 ４０点

新校舎に求められる機能を維持した上で、建設コストの縮減を図るための提案をすること。

（１０）第１次審査結果の通知

第１次審査の結果は、書面により通知する。

１０ 第２次審査（プレゼン等審査）

第１次審査により選定された参加者から、技術提案に係るプレゼン等の第２次審査を実施する。なお、プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

（１）実施予定日 令和４年６月１５日（水）（予定）

（２）実施場所 市庁舎庁議室（予定）

（詳細については第２次審査参加者に通知する。）

（３）プレゼン等には、管理技術者若しくは主任技術者の出席を必須とし、出席者は３名以内（パソコン操作員を含む）とする。

（４）実施方法及び留意事項

① プレゼン等は、市民等に公開して行う予定である。ただし、傍聴者によるプレゼン等時の写真・動画の撮影、ICレコーダー等による録音は禁止する予定である。また、本プロポーザルに参加申し込みしている関係者の傍聴は認めないものとする。

② 会場への誘導は、待合室から係員の指示に従うこと。

③ プレゼン等の順番は、参加表明書の受付順とし、参加通知に明記する。

④ プレゼン等の時間は、１参加者３０分程度とする。

（プレゼンテーション１５分以内、ヒアリング１５分を想定）

⑤ 説明資料、パソコン等の準備として、前者のヒアリング終了後に１０分間設ける。

⑥ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が技術提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、事務局でプロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

※プレゼン等実施方法は、原則、対面方式で行うが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、オンライン方式に変更する場合がある。

1.1 第2次審査結果の通知等

第2次審査の結果、受託候補者及び次点候補者として特定された参加者に対してはその旨の通知を、特定されなかったものに対してはその旨を書面により通知する。

また、審査結果については、米沢市公式ホームページにおいて公表する。この場合において、提出者の名称については、受託候補者及び次点候補者のみ公表する。

1.2 契約の締結

(1) 契約締結

米沢市は、受託候補者の選定後、速やかに随意契約に向けた手続きを行うものとする。随意契約にあたっては、業務委託料上限額を上限として受託候補者より見積書を徴取するものとする。なお、契約交渉が不調の時は、次点候補者と交渉を行う。

また、この手続きに参加した単体企業及び設計JVを構成する企業が、公告日から受託候補者選定までの間に米沢市から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、契約の締結を行わないことがある。

契約締結が確定した後、契約締結者の技術提案書は米沢市公式ホームページにおいて公表する。

(2) 業務委託料の支払い

①令和4年度においては米沢市建築設計業務委託契約約款に基づき、業務委託料の10分の3以内の額で前払金を請求することができる。

②令和5年度については、全体契約額から前年度支払額を差し引いた額を支払うこととする。業務完了検査に合格し、実施設計成果物の引き渡し及び各種申請手続き完了後、請求に基づき支払いをする。

1.3 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、単体企業、設計JV及び受託候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 本要領8に掲げる参加資格要件等の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

1.4 受注資格の喪失

本業務の契約の相手方となった者（協力事務所を含む。）が製造業及び建設業と資本及び人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の事業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

1 5 その他

(1) 参加にかかる費用について

本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 現地確認について

現地見学会は実施しない。

現地確認する場合は、敷地内への立入りはできないものとする。また、学校関係者及び近隣住民等へ迷惑がかからないように十分配慮すること。

現地確認の際、発生した事故等について市は一切責任を負わない。

(3) 提出書類の取り扱い

①提出された書類は返却しない。また、技術提案書提出後において、記載された内容の変更は認めない。

②提出された書類の知的所有権は、提出者に所属するが、選定作業等に必要な範囲において複製を作成するものとする。

③提出された書類及びその複製は、審査以外に無断で使用しないが、受託候補者及び次点候補者に選定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する記録の公表等に利用できるものとし、公表の際の使用料は無償とする。

(4) 評価について

評価は（仮称）米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル評価要領に基づいて実施する。

(5) 辞退について

第1次審査で選定された参加者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式9号）により、令和4年6月8日（水）午後5時15分まで事務局まで提出すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の米沢市の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(6) 異議の申し立て

第1次審査、第2次審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

(7) 提出内容の取扱い

基本設計等の作業については、選定者の技術提案書に記載された提案等を反映しつつ、発注者との協議により進めるものとするが、本プロポーザルは、設計者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が実際の設計業務に全て採用できるものではない。

(8) プロポーザルの延期又は中止

市長は、天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することができる。